

児童クラブ入所申込書

年 月 日

豊川市長 殿

住所 豊川市	
ふりがな	(自宅電話) — —
保護者氏名	(携帯電話) — —
父 ・ 母 ・ その他 ()	

児童クラブの入所について次のとおり申し込みます。

ふりがな		入所児童氏名		豊川市立 小学校 年	
		男 ・ 女			
令和 年 月 日生	児童クラブ			利用希望日数 (月～金) 週 日	入所の経験 有 ・ 無
入所児童と同一敷地内に居住している 世帯員氏名 (本人除く)	入所児童 との続柄	年齢	生年月日	職業・学校名等	備 考
	父				
	母				
入所を希望する理由 (該当するすべてをチェックしてください) 入所児童と同一敷地内に居住している父・母・70歳未満の祖父母が、 ☐ 就労しているため ☐ 疾病または障がいをもっているため ☐ 看護・介護に従事しているため ☐ 就学しているため ☐ その他 ()			入所を希望する期間 年 月 日から 年 月 日まで 生活保護適用の有無 無 ・ 有 (年 月 日開始) 母子・父子家庭等手当の認定の有無 無 ・ 有 (年 月 日開始) 送迎する人 (該当するすべてに○を記入してください。) 父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他 ()		

延長利用の有無 ※延長利用期間中は、負担金に月額1,000円が上乗せとなります

延長利用の申込み	☐ 申込む ☐ 申込まない ※延長利用が必要な方のみ、下の太枠内を埋めてください
延長利用を 必要とする理由	☐ 残業時間が、午後 () 時 () 分までであるため ☐ 基本的な就労時間が、午後 () 時 () 分までのため ☐ 勤務地が遠方で、通勤を含めると午後 () 時 () 分にお迎えとなるため ☐ その他 ()
延長利用を 必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで
主にお迎えを行う保護者の 通勤方法と職場等から 児童クラブまでの所要時間	主にお迎えを行う (父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他 ()) の 通勤手段は (自動車 ・ 自転車 ・ 徒歩) で、 時間 分

※裏面もご記入ください

祖父母の状況

	父 方	母 方
祖 父	☐ 同居（二世帯住宅を含む）、同一敷地内 ☐ 別居→住所（ ） ☐ 死別	☐ 同居（二世帯住宅を含む）、同一敷地内 ☐ 別居→住所（ ） ☐ 死別
祖 母	☐ 同居（二世帯住宅を含む）、同一敷地内 ☐ 別居→住所（ ） ☐ 死別	☐ 同居（二世帯住宅を含む）、同一敷地内 ☐ 別居→住所（ ） ☐ 死別

児童の健康状態等

健康状態	健康 ・ 病弱（病名・症状： ）
アレルギー	無 ・ 有（アレルギー： ） （服薬： 無 ・ 有 エピペン： 無 ・ 有 ）
発達状況等	☐ 特に心配なし ☐ 発達に不安がある（具体的に： ） ☐ 障がい等がある（障がい名： ）

※「発達に不安がある」「障がい等がある」を選んだ場合は、以下についてもご記入ください

○ 学級 通常学級 ・ 特別支援学級 ・ その他（ ）

○ 手帳 無 ・ 有（手帳名： 手帳）（ ）級・判定

○ 出身保育園等 園（加配あり ・ なし）

○ 病院・機関名（通っている場合） 頻度（週・月 回）

○ 児童クラブでの過ごし方について

- ・ 児童クラブへ登所する集団に入り、自ら児童クラブへ登所できる → ☐ はい ☐ いいえ
- ・ 学習時間や食事、おやつの時間に30分程度その場に座ってられる → ☐ はい ☐ いいえ
- ・ 順番を待つことができる（並んでおやつをもらう、順番に手を洗うなど） → ☐ はい ☐ いいえ
- ・ 鬼ごっこなどのルールのある遊びを理解して参加できる → ☐ はい ☐ いいえ
- ・ 「○○だからいやだ」など自分の気持ちを相手に伝えることができる → ☐ はい ☐ いいえ
- ・ 集団に向けての指示を理解し、従うことができる → ☐ はい ☐ 一声かければできる ☐ いいえ
- ・ 1人でトイレに行けて、排尿排便ができる → ☐ はい ☐ 時々失敗する ☐ いいえ
- ・ 友達をたたいてしまうなどのトラブルがある → ☐ 多くある ☐ 時々ある ☐ ほとんどない
- ・ 強いかんしゃくやパニックをおこすことがある → ☐ 多くある ☐ 時々ある ☐ ほとんどない
- ・ その他苦手なこと、心配なこと、気をつけてほしいこと

○ 放課後等デイサービスの利用（予定）

- ・ 利用（予定） なし ・ 検討中 ・ あり（事業所名 ）
- ・ 利用日 令和 年 月 日から（月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日）

利用にあたっての同意・誓約事項

<同意事項>

- ・ 市が児童クラブ入所要件の確認及び利用者負担金の算定に必要とする公簿の閲覧を行うこと
- ・ 申込時の記載事項に変更が生じたことを申し出なかった場合に、市が就労先等を調査すること
- ・ 必要に応じて、クラブ職員が学校等に対し、入所児童に関する聞き取りを行うこと

☐ 以上の事項に同意します。

<誓約事項>

- ・ 児童クラブの負担金を決められた期日までに必ず納めます。
- ・ 児童クラブの終了時間までに必ず迎えに来ます。また、勤務終了後、速やかに迎えに来ます。
- ・ 就労状況、連絡先など、申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出ます。
- ・ 児童又は保護者が「支援員の指導に従わない」、「支援員・他の児童への暴力・迷惑行為」等、クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合は、利用停止措置等を講じることがあります。

☐ 以上の事項を厳守します。厳守できない場合、児童クラブが利用できなくなっても異議申し立ては致しません。

児童クラブ負担金の納付について

●負担金の納付は、以下の手順で行います。

【例：4月の負担金の未納が発生した場合】

口座引き落とし・納付書払い納付期限

〈4月30日〉

引き落とし不可・未納の場合

引き落とし完了・納付済の場合

1. 督促状・納付書を送付

納付完了

※納付書支払いの方は送付済の納付書を使用

〈5月5日頃〉

2. 電話での納付催促

〈5月20日頃〉

5月26日頃に子育て支援課で支払いが確認できない

3. 「児童手当からの児童手当に係る放課後児童クラブ負担金の徴収等に関する申出書」
(天引き支払い申出書)の署名を

している

していない

4. 直近の児童手当から天引き支払い
(6月1日からクラブ利用継続可能)

月末までに子育て支援課で支払いが
確認できなければ6月1日から利用停止・退所措置実施

●原則口座振替・納付書での納付となります。未納が発生しないよう、指定期限内に負担金を納付してください。

●納付が確認できない場合、下記申出書に署名をいただいている方においては、児童手当からの天引きによる充当をさせていただく場合があります。(署名は任意になります)

児童手当に係る放課後児童クラブ負担金の徴収等に関する申出書

私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、豊川市長から支給を受ける児童手当の額から、放課後児童クラブ負担金未納分(以下未納分)につき、市が必要と認める額を該当児童手当の支払い期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当から未納分の支払いに充てるものとします。

※充当の対象となる金額は、子どもが複数いる場合、子ども全員分の手当が対象となります。

(父)

(母)

(その他)

※(その他)は児童手当の受給者に父・母以外の方が該当する場合のみご記入ください。

(受給者が分からない場合は父母両方の署名をお願いします)

※公務員の方が児童手当の受給者となっている場合は申出ができません。ご承知おきください。

